

公益社団法人鳥栖法人会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥栖法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、佐賀県鳥栖市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、税知識の普及及び納税意識の高揚に努め、税制及び税務に関する提言を行い、もって適正で公平な申告納税制度の維持及び発展並びに税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業及び地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)税知識の普及を目的とする事業

(2)納税意識の高揚を目的とする事業

(3)税制及び税務に関する調査研究及び提言に関する事業

(4)地域企業の健全な発展に資する事業

(5)地域社会への貢献を目的とする事業

(6)会員の交流に資するための事業

(7)会員の福利厚生等に資する事業

(8)その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、主に鳥栖税務署の管轄区域内を中心として佐賀県内において行うものとする。

第3章 会 員

(構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1)正会員 鳥栖税務署の管轄区域内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む。）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者

(2)賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した者

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号）上の社員とする。

（資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会手続きにより、任意に入会することができる。

（資格の喪失）

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

(1)退会

(2)法人の解散

(3)死亡

(4)除名

(5)正当な理由なく会費を3年以上滞納したとき。

(6)総正会員の同意があったとき。

（会 費）

第8条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

（退 会）

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に総会の日の一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任及び解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 5分の1以上の正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 総会は、開催の日から少なくとも2週間前に会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。なお、総会参考資料等については、電子提供措置をとるものとする。但し、会員の請求があったときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長をもってこれに充てる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が代行する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 正会員は、前項により付与された議決権を行使するため、当該正会員たる法人を代表する者を総会に出席させる。
- 3 正会員は、委任状をもって議決権の行使を他の会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は、出席したものとみなす。

(決 議)

第17条 総会の決議は、正会員の3分の1以上が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、総会において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第19条 本会に次の役員を置く。

(1)理事 15名以上45名以内

(2)監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とする。また必要な場合に1名を専務理事、20名以内を常任理事とすることができる。

- 3 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によってこれを選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の制限)

第21条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号に定める特殊の関係がある者（以下「その他特殊の関係がある者」という。）の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 本会の理事のうちには、他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員又は使用人若しくは職員等である理事の合計数が理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。
- 3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決議により別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の常務を統括する。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成し理事会又は会長から要請された事項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項に規定する事項を除く。）を審議する。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成するとともに、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 7 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員のため又は補欠として選任された理事の任期は、前項の規定にかかわらず、現任者又は前任者の残任期間とし、補欠として選任された監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第19条に定める定数を欠くことになるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、後任者が決定するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 本会の理事及び監事たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号のいずれかに類する事実があったときは、総会の決議によりその理事及び監事を解任することができる。

(役員の報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事、顧問及び相談役は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定に関すること。
- (2) 理事の職務の執行の監督に関すること。
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職に関すること。
- (4) その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項に関すること。

(開催及び招集)

第28条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的である事項を示して請求のあったときにこれを開催する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が代行する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第32条 本会に、任意の機関として、常任理事会を設けることができる。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会は、次の事項を審議し及び処理するとともにその結果を直近の理事会において報告しなければならない。

(1)理事会又は会長から、理事会決議案件の重要性にかんがみ、特に事前調査の要請を受けた事項

(2)会長から、会長の権限である事項について慎重を期するため、特に審議の要請を受けた事項

(3)その他理事会又は会長から要請された事項

4 常任理事会は、理事会又は会長が必要と認めた場合に開催する。

5 常任理事会の審議結果は、法令及び定款で定める総会及び理事会の権限を制約するものではない。

- 6 常任理事会の運営に当たり必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 顧問、相談役、委員会、部会、支部及び事務局

(顧問及び相談役)

第33条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が理事会に諮ってこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に答え、又は意見を述べる。
- 4 顧問及び相談役の任期は、役員に準ずる。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

(委員会)

第34条 本会に、任意の機関として、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱し、及び解職する。

(部会及び支部)

第35条 本会に、任意の機関として、業務の執行に必要な部会及び支部を置くことができる。

- 2 部会の長及び支部長は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱し、及び解職する。

(設 置)

第36条 前2条の機関の設置は、総会の決議を要する。

(事務局)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、職員若干名を置き、会長がこれを選任し、及び解任する。ただし、事務局長を置く場合は理事会の承認を得て、会長がこれを選任し、及び解任する。
- 3 職員は、原則として有給とする。

(運営規程)

第38条 委員会、部会、支部及び事務局の運営に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別にこれを定める。

第8章 資産および会計

(基本財産)

第39条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第18条第8号に定める公益目的事業財産とし、本会の基本財産とする。

2 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(運用財産)

第40条 運用財産は、前条に規定する基本財産以外の資産とする。

(議決権の制限)

第41条 本会は、保有する株式及び出資に係る議決権を行使してはならない。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第43条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けるとともに、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の前日までに佐賀県知事に提出するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類についてはその承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)正味財産増減計算書
 - (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6)財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1)監査報告
 - (2)理事及び監事の名簿
 - (3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に佐賀県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68条）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第48条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公 告

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑 則

(施行細則)

第52条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長（代表理事）は中富博隆とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 第19条2項及び第32条1項の変更、第30条2項の新設は、総会（令和2年5月21日）の議決のあった日から施行する。
- 5 第14条3項の改正については、実行日を法の施行日である令和4年9月1日とする。

(令和4年5月26日総会議決)

- 6 第14条3項の改正については、総会（令和5年5月25日）の議決のあった日から施行する。
- 7 第14条、第15条、第29条及び第31条の改正については、総会（令和8年5月26日）の議決のあった日から施行する。